資料４

# 令和８年度歯科口腔保健総合推進対策事業（当初予算案）

| 事業名 | | | 事業概要 |
|---|---|---|---|
| 歯科医療安全管理体制推進特別事業 | | | 医療法に基づき、県民に安全で質の高い歯科医療を提供するため、歯科医療従事者の資質向上を目的とした研修会を実施する。 |
| ８０２０運動・口腔保健推進事業 | 1 | 口腔保健支援センター設置推進事業 | 長野県歯科口腔保健推進条例に基づき、全ての県民が必要な歯科口腔保健医療サービスを受けられるようセンターを設置し推進を図る。 |
| | 2 | 学校歯科口腔保健推進事業 | 学校歯科医が、学校歯科健康診断等の機会を活用して歯科保健教育を実施できるよう、学習資料を作成し、学校歯科医へ配布する。 |
| | 3 | フッ化物応用推進事業 | 子どもたちのむし歯予防として費用対効果の高いフッ化物応用のうち、特に集団応用に適した方法であるフッ化物洗口の実施を支援する。 |
| | 4 | 在宅重度心身障がい児者訪問歯科健診事業 | 在宅の障がい児（者）の口腔衛生の向上を通じて健康の保持・増進を図る。 |
| 歯科口腔保健医療提供体制構築推進事業 | 1 | 長野県歯科口腔保健推進県民会議 | 県民の歯科口腔保健の増進につながる施策について評価・検討等し、歯科口腔保健事業の円滑な推進体制の整備を図る。 |
| | 2 | オーラルフレイル総合対策事業 | オーラルフレイル対策タスクフォースを設置し、普及啓発・予防活動・相談窓口の整備等を検討する。 |
| | 3 | 医科歯科連携のための歯科専門職派遣事業 | 歯科・歯科口腔外科を併設していない病院へ歯科医師・歯科衛生士を派遣し、入院患者等に歯科口腔機能管理等を実施する。 |
| | 4 | 大学等におけるかかりつけ歯科医推進事業 | 希望する大学等に歯科医師・歯科衛生士を派遣し、当該大学等の学生に対し歯科健診（スクリーニング）及び歯科保健指導を実施することで、歯科健診機会が途切れる大学生向けに歯科健診を促進する |
| 地域歯科口腔保健関係者研修事業 | | | 歯科口腔保健の関係者を対象とした研修を開催し、地域における歯科口腔保健の普及啓発を担う「お口の健康推進員」の認定及び育成を行う。 |
| 地域医療介護総合確保基金事業 | 1 | 在宅歯科口腔医療連携室整備事業 | 県民が在宅歯科医療を受けやすい環境の整備、在宅歯科口腔医療やオーラルフレイル対策に関する情報提供や医科・介護など他分野との連携・調整・研修を行うことを目的とした連携室の設置運営を図る。 |
| | 2 | 歯科医療従事者認知症対応力向上研修事業 | 認知症の疑いのある者に気づき、対応するとともに、程度や状況に応じた歯科医療、口腔機能管理を実施できる歯科医療従事者を養成する。 |
| | 3 | 歯科口腔保健医療機器整備事業 | 病院において、周術期等の口腔機能管理のための歯科医療機器を整備し、必要な歯科治療や口腔ケアを施すことで、退院支援につなげる。 |
| | 4 | 地域在宅歯科口腔医療実施拠点事業 | 県歯科医師会館内に設置している在宅歯科口腔医療連携室を中心として、地域で拠点となる窓口を設置し、地域で柔軟に対応できる体制をつくる。 |
| | 5 | 在宅歯科口腔保健医療研修事業 | 在宅療養患者のための歯科医療や専門的口腔ケア、摂食嚥下機能訓練等に関する知識を普及啓発することを目的とした人材育成研修会を開催する。 |
| | 6 | 在宅歯科口腔医療設備整備事業 | 在宅に必要な歯科医療機器や訪問歯科診療機器等の設備整備を図る。 |
| | 7 | 医科歯科連携研修事業 | 医科分野と歯科分野の医療関係者が連携協議し、患者の生活習慣病や全身疾患の改善を図る体制を構築する。 |
| | 8 | 歯科口腔医療関係者人材育成支援事業 | 学生に対し、歯科衛生士養成校や歯科専門職の紹介をするとともに、出産・育児等で離職した未就業歯科衛生士に対し、復職に必要な研修や相談等を行う。 |
| 重度心身障がい者歯科診療施設運営補助金 | | | 重度心身障がい者歯科診療施設の運営に要する経費（給与費、材料費等）に対して助成し、重度心身障がい者歯科診療体制の確保と充実を図る。 |
| 国保ヘルスアップ事業 | 1 | 市町村国保歯科口腔保健指導支援事業 | 市町村国保が実施する重度歯周病患者等への歯科口腔保健指導に対し、歯科衛生士の専門的観点から助言等を行い、自身の歯科口腔管理を推進する。 |
| 令和7年度国補正 | 1 | 災害時歯科保健医療提供体制整備事業 | 災害時等において必要な歯科巡回診療車や歯科医療機器の整備、知識・技術を取得するための研修、歯科医師減少地域の巡回診療ニーズ分析等を実施し、災害時をはじめ、受診困難な状況にある者等に対する歯科保健医療提供体制を確保する。 |